今月の納税
固定資産税第4期
保険税第10期
早目に市金庫へ！

広報ひゅうが

2月号　No. 82　　毎月10日発行
宮崎県日向市役所　　発行人　藤井満義　　編集人　総務課広報係
昭和31年9月21日第3種郵便物認可

○……とじて保存下さい……○

自動式になつて…
市役所に電話されるときは

今月十八日からいよいよ日向市も自動電話になりますが、今までと違つて市役所に電話されるときは次のようになりますので、お間違いにならないようご注意ください。また市役所市民課の中に公衆電話（赤電話）を設けましたので、市役所においでになり急用など電話にご用のあるときはせいぜいご利用ください。

①平日の午前八時半から午後五時までは市役所の代表番号は2111番のダイヤルをお廻しになれば市役所の交換台がでますので、話したい課名を交換係にご指示ください。

②日曜、祭日と土曜の午後はやはり2111番のダイヤルをお廻しになれば市役所の受付係か日直宿直者がでますのでご用件をお話しください。また市の各施設の電話番号は次のとおりです。母子寮2824、保育所2903、授産場2864隔離病舎2929、と殺場2930水道浄水場2508、駅前サービス・ステーション4931です。

もうすぐ小学一年生

あと 1ケ月余りで 4月。
そしてことしも市内で 985名の 新らしい小学 1年生が誕生します。この時期お母さんたちは子供の成長の喜びとともに、一方では「これから先、自分のこどもは他のこどもたちと一しよにやつて行けるだろうか」と心配されていることと思います。

そこで今月はお母さんたちがこどもの入学前に準備されたり、しつけされればよいと思うことについてとりあげてみました。

ことばの練習…誰の前でも幼児語を使わないでハツキリ話せるようにしたいものです。もちろんこどものことですから話の内容はつまらないことでもハキハキ話す習慣をつけるように注意しましよう。

ことばは話すだけでなく、相手のいうことをよく聞きわけられなければなりません。だからといつてことば使いについて急にやかましく言うと気の弱い子供は話をしなくなりますから少しづつ習慣づけてゆく事が大切です

自主性を育てよう…こどもが小学校に入るのは、ちようど親のふところから離れて巣立つ小鳥のようなものです。こどもは成長してゆくうえに必要なものを自分から探し求めてゆく本能のようなものを持つていると言つてよいでしよう。これが成長のための欲求であると思います。

ところがこどもが朝起きて自分で着物を着ようとしているのに親が全部手伝つて着せてしまうとすれば、そのこどもの本来の欲求を親がむしり取つてしまつているのと同然だと思います。なるべくこどもが出来ることは、自身でやらせるように努力することです。

規則正しい生活を…朝起きる時間を決め、夜ねるまでの間をなるべく規則正しく生活するようにしないと、学校のような団体生活に順応しにくくなります。睡眠時間は健康状態によつて違いますが、ほぼ10時間前後としてこどもの疲労状態に注意しながら就寝と起床の時間をきめるようにしてください。

友だちと遊べるよう…こどもの社会性の発達は、ともだちと遊ぶことによつて進められるといえます。ともだちと遊べないこどもははじめにお母さんが、おとなしいよいこどもを友達として選び、お母さんもいつしよに遊んだりすることを根気よく繰り返せば、だんだん遊べるようになります。

そのほかのこと…学校に入学すると、こどもの心身は、疲労のために急激に変化します。この時期に「勉強」とか他のこどもとの競争を強くお母さんがいわれると、一生とりかえしのつかない性格のゆがんだ子供にしてしまいます。ともかく幼児園時代のように心身に無理のないよう、お母さん方にしつかりした心がけと理解をもつていただきたいと思います。（写真は健康診断を受ける就学児）

大巾に改正された「国民年金法」

新しく準母子年金もできる

このほど国民年金法の一部が改正されて、拠出制国民年金、福祉年金について要望の多かつた点が大巾に改正されたほか、準母子年金の創設その他通算年金制度も発足することとなりました。

こんど改正された点を次に項目別に掲載しましたのでよくごらんになつてください。

なお今月は、「拠出制年金」の改正点だけお知らせし、「福祉年金」の改正点は次号に掲載いたします。またくわしい事項については説明しきれない点もありますので、わからない点がありましたら市民課年金係までおたずねください。

拠出制年金はどう改正されたか

▽老令年金の繰上げ支給

老令年金は、65才から支給されるようになつていますが、こんどの改正で資格を満している者が希望するときは、60才からいつでももらえることになりました。

この場合の年金額はもらいたいと希望したときの年令に応じて減額されます。

▽特例による老令年金の支給

国民年金に三十年以上加入している人で、保険料を免除された期間が長かつたために、拠出制老令金を受ける資格ができなかつたときいままでは保険料の掛金の一部を返すことになつていましたが、こんどの改正で65才から70才までの間次のような老令年金が支給されることになりました。なお70才からは年額一万二千円の老令福祉年金が支給されます。

保険料納付期間	年金額
一年以上四年未満	五千円
四年以上七年未満	七千円
七年以上	九千円

▽準母子年金の創設

いままで母子年金だけでしたがこんど新しく準母子年金が設けられました。この年金は女子（本人）が国民年金に加入しているうち、男の働き手をなくしたことにより本人と18才未満の孫、18才未満の弟妹というように母子世帯と同じような状態になつたとき、本人の保険料を納めた期間に応じて一万九千二百円から二万五千八百円まで支給されます。18才未満の孫や弟妹が二人以上いるときは二人目から一人につき四千八百円が加算されます。

▽母子年金、障害年金、準母子年金、遺児年金の受給資格期間の短縮

以上のような年金を受けるためには引き続き最低三年間の被保険者期間が必要でしたが、これが一年間に短縮されました。

▽増額された遺児年金

遺児年金の基本額を老令年金の額の二分の一の相当額（いままでは四分の一）まで引き上げられ、最低保障が七千二百円から一万二千円に引き上げられました。

▽かけすて防止の死亡一時金

死亡一時金は、保険料を三年以上納めた人が死亡したとき、その遺族に対して、保険料を納めた期間に応じて五千円から五万二千円の一時金が支給されます。

これは保険料の掛け捨てをなくすために行なわれた改正です。

がいせつ

こんどの国会で成立すると思われる「新産業都市建設促進法案」とはどんな内容のものだろうか。

細島臨海工業地帯のように広い工場用地を造成し工場の建設を待ちあぐんでいる地域が全国で数知れないほどあります。

そしてこれらの地域のほとんどがこの新産業都市の指定を受けるためにいろいろと働きかけています日向、延岡地区もこの指定候補地域にあげられ県市が一体となつていまその運動にのりだしていますが指定を受けるために先ず何より大切なのは地元民の働きかけです

それで今月は「新産業都市建設促進法」の指定を受けた場合、地域の開発にどんな利点があるのか。法案の中からその主なものをとりあげてみました。

ウワサされる〃新産業都市法案〃とは

京浜、中京、阪神など既成工業都市以外の地方に新しい工業都市をつくることによつて既成工業都市への人口、産業の過度集中を抑制し地方との格差をなくす。というのがこの法案の主なねらいです

法案によりますと、国と地方公共団体は新産業都市の区域内の産業の開発を促進するために必要な用地、用水、港湾、鉄道、道路、通信施設、教育施設、職業訓練施設などの整備につとめなければならないことになつており、また国は法令、予算の許す範囲内で出資資金の貸付け、債券の発行認可、債務保証そのほか必要な手を打つ仕組みになつています。

そのほか指定地域内に進出する企業に対しては長期低利の資金融資のほか、国有財産売り払い代金の延納、工場新設のさい農地転用、公有水面埋立てについて特例を認め、このほか減価償却や登録税の軽減、地方税の特例も認めており〃新産業都市〃の指定を受けることで、その地域のうける行財政上の利点は少なくありません。

なお指定を受けるためには次の六項目の要件を備えていなければなりません。

①区域を通ずる総合的一体的な開発、経営が効果的に行なわれる条件を備えている、②工場、住宅などの用地にあてるため相当規模の土地の造成、取得が容易であること、③道路、鉄道、港湾による輸送が便利であり、またこれらの輸送施設の整備が容易である、④工業用水の確保が容易である、⑤高潮、洪水などの災害防除が容易である、⑥その他地方開発の中核としての機能が充分に発揮できるような条件を備えている。

×　×　×　×

ことしから変る住民税

医療費社会保険料の控除を新設

地方税法の改正で、三十七年度から市県民税に大巾な異動が生じますので次にその改正要点をお知らせします

㈠ 県民税について

(イ)新しく所得税でいう青色申告者に八万円を限度とし、白色申告者に五万円を限度とする専従者控除を行うこととされたほか、所得控除として、医療費、社会保険料及び生命保険料の各種控除が新しく設けられました。

(ロ)障害者（障害の程度で制限がありますが）、老令者、寡婦、勤労学生などについては税額控除があります。

(ハ)県民税は引き上げられます。

㈡ 市民税について

(イ)青色申告者、白色者などの専従者控除以上が予定され市民税は反対にやすくなる見込みです。

申告書の提出は早目に

なお以上の各種控除は「申告書」の提出を前提としておりますので申告書を提出しませんと控除は認められません。申告書の用紙は近いうちに区長さん班長さんを通じておくばりいたしますので「昭和三十七年度市県民税申告書」を必ずご提出ください。

申告期間は三月一日から三月二十日までです。

申告を出さなければならない人は一月一日現在で市内に住所を有する市県民税納税義務者。

申告書を出さなくてもよい人は前年の一月一日から十二月三十一日までの所得が九万円以下の人。また給与所得者で給与所得以外の所得がない人。（なおこれらの人で前年一月一日から十二月三十一日までに医療費の支出のある人は別に医療費控除申告書が税務課にありますのでご請求ください）

保育所入所受付中（[illegible]まで）＝最寄りの保育所・保育園までお申し込みください

ハエ 蚊 いまのうちに退治しよう

そ族、昆虫駆除月間　2月1日から28日まで

ハエや蚊、ネズミを退治して伝染病のない住みよい街づくりをしようと、衛生課ではさる二十九日から春の大掃除と蚊、ハエ、ネズミを退治する運動にのりだしましたそしてこの運動を強力に推進するために富高地区、細島地区、岩脇地区、美々津地区で区長さんと懇談会を開き①越冬そ族昆虫駆除実施について、②衛生組合等の組織について、③昭和三十七年度事業計画概要についてそれぞれ話し合い、運動へのご協力をお願いしました。

このそ族昆虫駆除運動は、二月一ぱい行ないますのでみなさんのご協力をお願いいたします。なお参考までにハエ、蚊、ネズミその他の昆虫の生態と駆除方法について注意点をお知らせしましょう。

▽ハエ…わが国には約七十種類程度のハエがせいそくしています。その内保健衛生に関係あるものは三十種類程度です。そして産卵は一回百個から三百個ぐらいで約十日で親バエになります。

退治のし方は発生源である便所、ゴミ箱、堆肥舎を常に清潔にし、一週間に一回ぐらい乳剤をまいてください。

▽蚊…六十種類あるといわれますがわたしたちの生活に関係あるのは七種類です。産卵数は一回百個から百五十個で、約一週間で親蚊になり、日本脳炎、糸状虫病、デング熱、マラリヤ等の仲媒をします

退治のし方は池、沼、ドブだめ、下水などに週一回の割で乳剤、または油剤をまいてください。

▽ネズミ…種類は八種類で、その繁殖率はものすごく、俗にネズミ算式に一つがいが年間九千四百四にもふえるといわれます。またネズミは伝染病の仲媒をするだけでなく穀物や衣類を喰い荒し、ネズミ一匹が一年間にもたらす被害額は約三千円にもなるといわれます。

退治のし方は個人で退治しても効果がありませんので、三ケ月に一回ぐらいの割で地区別に集団駆除を行うことが何より大切です。

なお、殺そ薬品には人畜に有害なものが多いので、小さな子供のいる家庭ではその取扱に充分注意してください。

また台所は常に清潔にし、ネズミがは入らないよう食品の保管をしてください。

▽その他の昆虫…ノミ、ゴキブリ南京虫、ダニ等あげられますが、ゴキブリはご存知のように小児マヒの媒介をします。これらの昆虫は油剤、乳剤、粉剤で退治できます。

3月に住宅22戸が完成

近く入居者を募集

いま市内花ケ丘団地に市営住宅二十二戸（写真）を建設していますが、これが三月末までにはできあがりますので入居者を募集します。

いま建設されている市営住宅は第一種（三四、五平方メートル）十戸と第二種（二七、九平方メートル）十二戸の計二十二戸です。

家賃は第一種が二千六百円以内、第二種が千六百円以内です。

受付期間＝二月十五日から三月十五日まで一ケ月間

入居資格＝次にあげる基準の収入のある者です。

第一種＝月収一万六千円以上三万二千円以下。

第二種＝月収一万六千円以下。

いま住宅にお困りの方は早目に市役所市民課までお申し込みください。なお申し込み用紙は市役所市民課にとりそろえてあります。

知つておきたいこと

自動電話のかけ方

わたくしたちの日向市もいよいよ今月十八日から「自動電話」に切り換えられます。

それで今月はその「自動電話」のかけ方について注意事項を二、三あげてみました。

△三つの音を聞きわける

発信音＝ツー（軽い連続音）受話器をはずしたときに聞える発信音です。ダイヤルをまわしてください。

話中音＝ツーツーツー（間隔の短い断続音）相手の電話が話中のときの信号です。

呼出音＝ツーンツーン（間隔の長い断続音）相手の電話を呼んでいるときの信号です。

△市内電話のかけ方

受話器をはずして耳にあてますと「ツー」という連続音がでます。これが「ダイヤルして下さい」という音です。相手の電話番号を廻します。たとえば２１５０番ならまず２の指孔へ指を入れてダイヤルを右に指止めまで廻してはずします。同じ方法で１５０と順次に数字を廻します。

ダイヤルの途中から廻した後に「ツーツー」という断続音が聞えたら相手がお話中ですから受話器をかけてしばらくしてからダイヤルしてください。ダイヤルを廻し終つて「ツーンツーン」という断続音が聞えたらいま相手を呼んでいるのです。そのまましばらくお待ちください。

△通話先による四つのかけ方

延岡、宮崎へかけるとき、門川へかけるとき、美々津、西門川へかけるとき、その他の地域にかけるとき、この四つの地域によつてそれぞれかけ方がちがいます。

宮崎、延岡へかけるとき＝はじめに市外局番宮崎は０５、延岡は０２３番をダイヤルします。つづいて相手の電話番号を廻してください。

宮崎の５５３３へかけるときは０５…５５３３の例。

門川へかけるとき＝はじめに門川局の局番０９４３１番をダイヤルします。すぐ門川局がでますので相手の電話番号をおつしやつてそのままお待ちになつてください。

美々津、西門川へかけるとき＝１０８番をダイヤルしてください そしてご自分の電話番号と相手の局と電話番号をおつしやつて受話器をかけずそのままお待ちください。

その他の地域へかけるとき＝１０６番をダイヤルし、自分の電話番号と相手局と電話番号をつげ受話器をかけてお待ちください。

△こんなときはこの番号へ

市内電話番号問合わせ＝１０４番

市外電話番号、電話問合わせ＝１０５番。美々津、西門川への申込み＝１０８番、電話の故障＝１１３番。電話移転、名義変更＝３１９５。電話で電報をうつとき＝１１５番。

安くて 公益質屋 気軽な

△利率＝月 3分

△貸付額＝1万円以内

△取扱時間＝前10時30分〜後7時30分まで

△場所＝日向警察署横

どなたでも気軽にご利用ください。

話題あれこれ

市政連絡懇談会開く

工場誘致問題など協議

市側から市長、助役、総務課長、市議会から正副議長と各常任委員。地元から各種団体役員、各業界、各官公庁の代表者約五十名が集つて、一月十二日市講堂でことし初の市政連絡懇談会が開かれました。

この懇談会では工場誘致に伴う鉄道引込み線の問題や国道舗装の促進の問題、細島商港の改修問題、教育、環境衛生、水道問題、駅名の改正、新産業都の指定問題など重要な問題が熱心に話し合われました。また工場誘致にはお互に協力しよう。そのためには振興協議会のような組織を作り誘致運動や地元の受入態勢の整備をおしすすめるようにしたら……など活発な話し合いがなされました。（上）

六百十一名がおとなに

一月十五日の成人の日は、はたちの春を迎えた成人者六百十一名を市講堂に迎えて、午前十時から成人式が開かれました。

式は、市長、市議会議長、教育長など多くの方たちからお祝のことばがおくられ、これに対して児玉一敬さんが答辞を述べました。

「人生は一冊の書物に似ている。おろかな者はぺらぺらとめくつてゆくが、賢い人間は念入りにそれを読む。なぜなら彼はそれをただ一度だけしか読むことができないことを知つているからである」とある人が述べました。本当に意味深い言葉だと思います。

成人者のみなさんは、これからの人生を一歩一歩ふみしめ、明るい日本を築くため大いに活躍していただきたいと思います。（下）

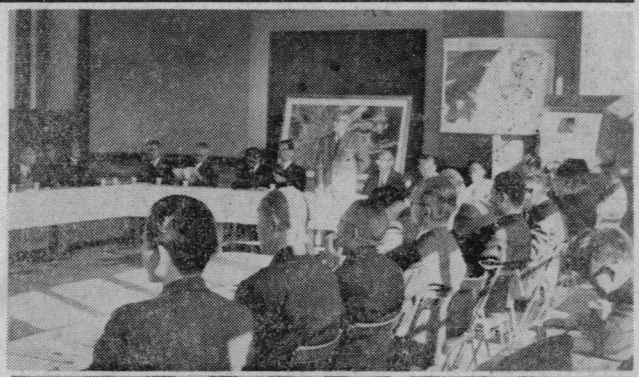

一度みておきましょう

＝固定資産税の課税台帳＝

固定資産税の課税台帳ができあがりましたので、三月一日から二十日までの間、市民のみなさんに見ていただきます。

三十七年度の固定資産税は、この台帳によつて課税されますので、固定資産を持つておられる方は課税台帳を一度ごらんになり、内容その他自分の資産に間違いないかたしかめておいてください。

台帳は縦覧期間の三月一日から二十日まで市役所でおみせしますが美々津、岩脇、細島の各支所は一日から八日まで、また幸脇出張所は六日から八日までそれぞれ出張縦覧を行ないますので、支所管内のみなさんはこの期間をご利用ください。

なお、毎年のことですが、縦覧期間中に縦覧されず、税金の令書を受けとつてから固定資産の価格に対する異議の申し立てをされる方がいらつしやいますが、令書を受けとつてからの修正は簡単にできませんので、必ず異議の申し立ても期間中に行なつていただきますようお願いします。

児童相談所を開設

毎月第一、第三水曜日に

延岡児童相談所が今月から毎月、日向市にも移動相談所を開くことにしました。

開設する日どりは毎月第一、第三水曜日の午前九後三十分から午後四時までで、教育委員会の市営結婚式場で開きます。

相談の内容は、特殊な問題をもつ児童について性能判定と指導、精神薄弱児、身体障害児、一般児童の教育問題など児童問題全般にわたつて相談に応じます。気軽にご利用ください。

無料法律相談所も

こんど法務局と人権よう護委員会が、今月十九日市営結婚式場で無料法律相談所を開きます。

人権問題（ままこや嫁しゆうと、村八分、名誉きそん、営業妨害、生活権侵害）、民事問題（金銭貸借、農地問題、借地借家問題、損害賠償、山の所有権問題、売掛金）刑事問題（ケンカ沙汰、詐欺窃盗、横領）、家事事件（離縁、離婚、相続、慰藉料、親子関係、改氏名、戸籍訂正）その他一般の法律問題の相談に応じますので、自分のことでも、他人のことでもまた参考のためにでも遠慮なく相談においでください。

農家のみなさんへ

建物火災共済に加入を

いま一年中で最も火災の多い時季です。そしていつ自分の家が火災に見舞われるかわかりません。

このような災難から家を守るために市建物火災共済制度があることをご存知でしようか。

この建物火災共済は農家の建物を対象にしたもので、掛金は十万円の金額に対して僅か二百円で一年間保障されます。

建物の価格によつて違いますが一棟につき最高五十万円まで加入できます。自分の家を火災から守るために農家の皆さんの加入をおすすめします。ご希望の方は市農林課までお申し込みください。

農地を転用されるときは

農地を宅地や道路、山林等に転用する場合は農地法によつて知事の許可を受けなければなりません。転用される時は必ず市農業委員会に届出て下さい。

なお県農業会議の開催期日の都合により、その月の十五日までに転用申請された分をその月の市農業委員会にはかり、十六日以後に申請された分は翌月にはかることにしましたのでご承知願います。

お知らせ二題

所得税の申告と納期

三十六年度分の確定申告と第三期分の納期が近ずいてまいりました期限は申告も納税も三月十五日までになつています。申告が期限に遅れますと扶養控除等の所得控除や障害者控除等の税額控除が受けられなくなるばかりでなく余分な無申告加算税まで納めなければなりません。また納税が遅れますと三月十六日から日歩三銭の利子税がかかるほか延滞加算金も納めなければなりませんので、申告も納税も三月十五日までに済ませてください。